

令和元年 第13回

陸別町教育委員会会議録  
(公開用)

自 令和元年8月19日

至 令和元年8月19日

陸別町教育委員会

令和元年 第13回 陸別町教育委員会会議録

招 集 の 場 所	陸別町役場 3階 委員会室			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年8月19日 午前 9時53分	教育長	有田 勝彦
	閉 会	令和元年8月19日 午前10時44分	教育長	有田 勝彦
委 員 の 出 席 及 び 欠 席  ○出席を示す ×欠席を示す	教 育 長	有 田 勝 彦	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	石 橋 勉	○	
	委 員	西 岡 愛 則	○	
	委 員	小 木 育 子	○	
会議録署名委員	石 橋 勉			
説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	次 長	空 井 猛 壽	主 任 主 査	遠 藤 克 博
	主 幹	北 村 正 利	主 任 主 査	大 鳥 居 仁
	所 長	津 幡 恵 一		
職 務 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	主 任	角 谷 亮 輔		
会 議 に 付 し た 事 件	議案第24号－陸別町教育委員会会議規則の一部を改正する規則			
	議案第25号－陸別町公民館管理規則の一部を改正する規則			
	議案第26号－令和2年度に使用する小学校用教科用図書の採択について			
	議案第27号－令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について			
	議案第28号－令和2年度使用教科書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

---

◎開会宣告

---

- 有田教育長 おはようございます。  
ただいまより、令和元年第13回陸別町教育委員会議を開会いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

---

- 有田教育長 本日の会議録署名委員は、石橋委員にお願いをいたします。

---

◎事務報告

---

- 有田教育長 事務報告を行います。事務局から説明をお願いします。
- 北村主幹 事務報告をいたします。1ページをごらんください。  
令和元年6月21日、前回の教育委員会会議から昨日まで、8月18日までの事務報告でございます。抜粋して報告いたします。  
6月24日、陸別町議会6月定例会が行われました。  
それから、その次ですけれども、教科書採択の協議会がありますが、これが第3回が6月24日、下のほうに行きまして7月23日が第4回、そして次のページをごらんいただければと思いますが、一番上の7月30日が第5回、二つ下になりまして8月6日が第6回ということで、6回を重ねまして教育委員会協議会が開催をされております。  
後に、今日の議案となっております。  
1ページにお戻りください。  
7月1日ですけれども、教育委員会の所管施設の敷地内全面禁煙が開始されております。公民館と社会体育施設でございます。  
それから7月2日が小学校、7月3日が中学校の参観日となっております。  
6日ですけれども、第38回の札幌陸別会の総会が札幌市でありまして、教育長の代理といたしまして、空井次長が出席をしております。  
7月8日ですが、陸別町の小中一貫の教育推進委員会の研修会が陸別中学校で行われまして、この研修会のテーマといたしまして特別支援の教育合同研修会ということで、十勝教育局から指導主事をお迎えして、研修会を行っております。  
7月11日ですけれども、第56回の北海道の市町村の教育委員研修会が札幌市で行われまして、石橋委員と小木委員、それから教育委員会から2名出席をしております。

7月18日、第4回の校長教頭会議が委員会室で行われております。

19日が、児童生徒の生活指導の連絡協議会。

7月23日が小学校の1学期の終業式で、24日が中学校の1学期の終業式となっております。

7月23日に戻りますが、陸中生徒による模擬議会ということで、2年生・3年生が登壇いたしまして、2年生9名9件の質疑、3年生が同じように9人の9件の質疑がありました。その9人、9人の中で2年生が2件、3年生も2件、教育委員会関係の質疑がございました。これに対しまして、空井次長と私、北村が対応をしております。

24日、ラコーム市の訪問団が来町しまして、28日まで滞在をしております。

2ページ、行きます。

2ページですけれども、8月6日、令和元年度第2回陸別町学校運営協議会が第3会議室でありまして、このときは、小中学校の1学期の活動あるいは児童・生徒・保護者・教員の評価など両校長から発表がありまして、それに対する質疑・意見をいただいたところでございます。

13日から15日までは、陸別小・中学校の閉庁日ということでございます。

管理担当からは、以上です。

○有田教育長 社会教育からお願いします。

○大鳥居主任主査 社会教育のほうです。

2ページの真ん中なのですけれども、7月6日、りくキッズ自然講座「水中の生物を探ろう」ということで、毎年7月第1土曜日に行われている事業ですけれども、5名の方が参加しております。

16日、第4回ことぶき大学、釧路動物園に行つてまいりました。30名の出席となっております。

20日、国立アイヌ民族博物館講座ということで、公民館で「アイヌ語で話そう!」、「アイヌの楽器ムックリづくりにチャレンジ!」を行っております。

同日、第2回中学校土曜授業が行われております。

それから、24日から30、31日と中学生を対象としたヒップホップダンス教室を行っております。4名の方が登録、全員参加しております。

25日、中学生等海外派遣事業の英会話教室で、この日と31日、それから8月7日の全3回で海外派遣に行く中学校2年生を対象に英会話教室が行われております。

26日、公民館の図書室の第1回リサイクル会を実施しております。167冊が再利用されるという形になりました。

それから8月3日、今度は8月の第1土曜日に行っております、りくキッズ自然講座の「ラフティング」を行っております。参加者は、定員いっぱいの14名の方に参加していただいております。

それから14日、令和2年の陸別町成人記念事業の実行委員会が行われております。

社会教育は、以上です。

○遠藤主任主査 社会体育関係です。

6月25日、町民スポーツレク大会の自治会代表者会議を行っております。

27日は、スポーツ振興基金運用委員会を開催しました。

3ページに移りまして、7月3日、5才児水遊び教室ということで全10回、7月3日から29日にかけて、1回に大体1時間ぐらいなのですけれども、保育所の年長組を対象に教室を行っております。

同じく3日ですけれども、第57回十勝東北部体育大会、池北三町の大会ですけれども、3日は、そのうちのバドミントンのみ行っております。今年度開催の当番が本別ということで、本別町の体育館でバドミントンを行っております。

7月7日は、同じく東北体育大会ということで、軟式野球、ミニバレー、パークゴルフを本別町で行っております。

15日は、第33回町民パークゴルフ大会。本当は14日だったのですけれども、悪天候で1日ずれております。24名の参加をいただきました。

以上です。

○津幡所長 給食関係になります。

7月9日に令和元年の第1回陸別町給食センター運営委員会を開催しました。委員10名のうち9名出席、教育長、栄養教諭ほか職員3名ということです。

8月2日に町民の給食の町民試食会ということで、最終的には106名、予約の時は126名ということでした。

以上です

○空井次長 それでは、私のほうから今後の予定について御報告させていただきます。

まず、本日ですが小・中学校とも第2学期が始まっております。

明日、校長教頭会議。夜には、海外研修の事前研修を行う予定としております。

そして、22日であります。千葉県酒々井町の児童を6年生20名と引率4名の方が前日に陸別入りしまして、陸別町で交流会を22日に行うこととなっております。朝、役場に表敬訪問に来ていただきまして、その足で小学校に向かいます。3校時目に5・6年生と合流をして、4校時目には全児童との交流、それで給食を一緒に食べて、その後、関資料館を視察をして、阿寒のほうへ向かうというような行程で、総勢24名の方がお越しいただくことになっております。

同じ日の夜には、文化祭の第1回の実行委員会を予定しております。

25日、第52回の町民スポーツレク大会であります。

明けまして28日は、町民ゲートボール大会。

それと、来年の1月に派遣になりますけれども、冒険体感 in とうきょうの保護者説明会を開催いたします。

進みまして、9月2日ですけれども、第11回の町民水泳記録会を開催予定でございます。翌3日には、大橋十勝教育局長が小学校・中学校、それぞれ学校訪問ということで、午前・午後に分けてお越しになります。

3日、同じく海外研修の結団式を保健センターで行います。

7日土曜日につきましては、小学校・中学校とも土曜授業が予定をされております。

また、9月10日になりますが9月定例議会、10日開会の予定で今、進められております。

14日には、陸小まつりが開催されます。

1ページめくっていただきまして、9月18日、海外研修に出発をいたします。9月18日から27までの10日間の日程で大鳥居主任主査団長として派遣をするという予定となっております。

20日につきましては、義務教育指導班の2次訪問、陸別小学校ですけれども、行われます。

最後になりますが、25日、陸別町小中一貫教育推進委員会を先進地視察ということで、様似町を訪問する予定としております。教育長、それから事務局職員、それから委員会の委員数名で様似小学校を中心に視察をする予定としております。

以上、簡単ですが今後の日程については、以上でございます。

○有田教育長　それでは、事務報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

---

### ◎報告事項

---

○有田教育長　それでは次に、報告事項について申し上げます。別冊の教育長業務報告について、私のほうから説明をさせていただきます。

(別冊「教育長業務報告」について教育長より報告)

---

### ◎議案審議

---

○有田教育長　議案審議に入ります。

議案第24号、陸別町教育委員会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　それでは、私のほうから議案第24号につきまして、御説明をさせていただきます。陸別町教育委員会会議規則の一部を改正する規則であります。

提案の理由といたしましては、陸別町教育委員会会議の公開について個人の権利の保障等のため所要の改正を行おうとするものであります。

議案6ページをお開きください。こちらに新旧対照表を掲載しておりますので、これによって御説明をさせていただきたいと思っております。表の右側は現行の規則、左側が改正しようとする内容であります。

まず、会議規則の第1条でございますが、現行法の引用条項「15条」としていたところですが、議案7ページにありますとおり、法の抜粋を掲載しておりますけれども、議事の運営に関する事項に関しては、法の第16条で規定をされているということが判明しましたので、「第15条」としてるところを「第16条」に改めようとするものが、まず第1条であります。

その下、第7条の2の改正でありますけれども、右側「事件その他の事件」、それから3行下の「公開しないものとする」とする文言を「事項の審議」及び「公開しないことができる」とする文言整備を行おうとするものが、まず1点目であります。

続いて、同条の各号の改正でありますけれども、ここにつきましては、提案の理由でも申し上げましたが、個人の権利の保障という観点から個人情報保護を規定すべきこととして、御提案をさせていただいております。具体的な例を上げますと、要保護ですとか準要保護児童・生徒の認定、それから陸別町奨学生の認定等、個人情報に関わる議案もありますので、これらについて公開しないことができるとする条項を新たに設けるといような中身が主となっております。

改正案、左側、新のほうを見ていただきまして、まず(1)、これがただいま申し上げました個人情報の保護に関する規定を新たに設けたところであります。

第2号につきましては、現行規則の1号、2号、3号を一文にまとめて「任免、賞罰等職員の身分取扱その他人事に係る事項」として、まとめているものであります。

それから、第3号として、附属機関の委員の任免に関する事項。

第4号としまして、新たに「教育事務に関する議会の提案について町長への意見の申し出に関する事項」を追加しております。

第5号につきましては、現行規則にもある条項を掲載しております。

第6号として、その他公開することにより著しい支障が生じるおそれのある事項ということで、新たにその他事項を設けたところでございます。

ちなみに、今回のこの会議規則の改正に当たりましては、管内、他町の教育委員会の同様の規則も参考としつつ、今回の御提案をさせていただいております。

それで、議案の5ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規則は、公布の日から施行するというところであります。

説明については、非常に雑駁でございますが、以上とさせていただきます。以降、御質問によってお答えしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長　それでは、議案第24号の質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 よろしいですか。

それでは、議案第24号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 議案第24号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号、陸別町公民館管理規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 それでは、議案第25号であります。陸別町公民館管理規則の一部を改正する規則であります。

提案の理由といたしましては、陸別町公民館に必要な職員を置くため、所要の改正を行おうとするものであります。

こちらの議案につきましても、議案9ページの新旧対照表を用いて御説明をしたいと思いますので、ごらんください。右側が現行の規則、左側が改正しようとする規則であります。

現行規則に、実は、主幹職の規定がございませんでした。今回、主幹職が配置されたこともありまして、次長の次に主幹職、上司の命を受け、館務を処理し、次長を補佐するという職務を今回追加させていただこうとするものであります。

ちなみに、教育委員会行政組織規則というのが別にあります。これは、事務局の職員、どのような役職を置くかですとか、各担当の事務分掌などを規定している規則でありますけれども、こちらにつきましても、既にもう主幹職が追加をされているということをつけ加えさせていただきます。

説明については、以上でございます。以降、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長 議案第25号の質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第25号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号、令和2年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてを議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第26号でございますが、提案の理由といたしましては、令和2年度に使用する小学校用教科用図書を採択する必要があるため、御提案とさせていただきます。

議案第26号、令和2年度に使用する小学校用教科用図書の採択について。

義務教育諸学校の無償措置に関する法律第13条の規定により、令和2年度に使用する小学

校用教科用図書を次のとおり採択する。

一つ、小学校用教科用図書一覧。種目と発行者でございます。国語、教育出版。書写、教育出版。社会、東京書籍。地図、帝国書院。算数、東京書籍。理科、教育出版。生活、教育出版。音楽、教育出版。図画工作、日本文教出版。家庭、開隆堂出版。保健、学研教育みらい。英語、教育出版。道徳、東京書籍。以上を採択しようとするものでございます。

小学校用の教科用図書につきましては、令和2年度に新学習指導要領が完全実施されますことから、全ての教科用図書について新たに採択をしようとするものでございます。

第12地区教科書採択委員会協議会での採択結果及び理由については、議案11ページから13ページに掲載をしておりますので、御確認をいただきたいと存じます。あわせて、関係法令を14ページから16ページに、それから北海道教育委員会通知を21ページから22ページに掲載をしておりますので、あわせて御参照をいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、議案第26号の説明とさせていただきます。以後、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長　私のほうから若干補足させていただきます。先ほどの事務報告の1ページをごらんください。

担当のほうからも報告がありましたが、まず24日に第3回の採択協議会、実施をしておりますけれども、まずこのときに、各教科ごとに調査委員会の委員の決定をしております。陸別町からも3名の委員を決定しておりますけれども、緑川教頭が国語、それから天文台の村田主任主査が学識経験者ということで理科、きょう来ております大鳥居主任主査も学識経験者ということで図画工作の教科担当となっております。

これは、決定が終わるまでは誰がということは非公開になっておりますので、内密の上に進んでいるところであります。

7月23日には、今度第4回の協議会の実施をしておりますけれども、各調査委員会が3回の審議を行った結果報告を各委員長、副委員長から調査・研究結果の報告を受けております。全教科行っておりますので、私も委員として出席しておりますけれども、この日は午前10時からやって、約4時半まで審議をずっとしていたという内容で報告を受けているところであります。

2ページをごらんください。

2ページでは、7月30日、第5回の採択協議会を実施しておりますけれども、調査委員会からの報告を受けまして、協議会の中で審議をして、各教科書会社がありますけれども、これを2社に絞り込みました。2社に絞り込んだものを8月6日、第6回最終の協議会で1社に決定をして、本日の議決をお願いしたいというような内容で進んでいるというような状況で審議をしているところであります。

それでは、改めまして議案第26号の質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○石橋委員 教科書の変更によってとかはないのですね

○有田教育長 英語が新しくなっておりますけれども、それ以外については、前回の発行社と全部同じになっています。

○有田教育長 特段ありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第26号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 それでは、議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号、令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択についてを議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 それでは、議案第27号、令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について御説明させていただきます。

提案の理由につきましては、令和2年度に使用する中学校用教科用図書を採択する必要があるためでございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定により、令和2年度に使用する中学校用教科用図書を次のとおり採択するという提案でございます。

一つ、中学校用教科用図書一覧をごらんください。国語、教育出版。書写、教育出版。社会、地理的分野・歴史的分野・公民的分野それぞれ東京書籍。地図、帝国書院。数学、東京書籍。理科、新興出版社啓林館。音楽、一般・器楽合奏とも教育出版。美術、日本文教出版。保健体育、学研教育みらい。技術家庭、技術分野・家庭分野ともに開隆堂出版。英語、教育出版。道徳、東京書籍の御提案でございます。

2年後の令和3年度に新学習指導要領が完全実施されるということになっております。現行使用している教科書につきましては、平成28年から平成31年、令和元年まで使用するものとして採択をしていただいておりますが、2年後の令和3年度に新しい学習指導要領が実施されることから、現行使用しております教科書を引き続きもう1年、教科用図書として採択をお願いするという中身でございます。

第12地区の教科書採択教育委員会協議会での採択結果及び理由については、18ページから20ページに掲載をしておりますので御確認をいただきたいと思っております。

なお、道徳につきましては、21ページに北海道教育委員会通知を掲載しておりますが、本年度と同じ教科用図書を採択しなければならないとされていますことから、第12地区教科書採択教育委員会協議会の採択結果及び理由などについては、掲載がありませんので、御了承をいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。以降、御質問に

よってお答えをいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長 議案第27号の質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○小木育子委員 出版社によって、かなり内容というのは違うのですか。

○有田教育長 ここに書いてあることだけで全て確定するわけではありませんけれども、基本的には文部科学省のほうで、要するに全て検定を通っている教科書なので、極端に何かが違うかということではありませんけれども、例えば地域性がありますので、北海道からずっと沖縄までありますけれども、それぞれ教科書がやはり違うのですけれども、選考基準とすると当然内容もそうですし、例えば、北海道の風土に準じたでは、十勝管内とか結構、幕別のオリンピック選手が多く写真が出ているだとかいう部分だけが全てではありませんけれども、大体、同等レベルの内容的にいうことになれば、やはり身近な話題が出ているものというものは、何となく選ばれているのかなというふうには思います。

○石橋委員 中学校も発行社は変わってるところはないのでしょうか。

○有田教育長 中学校も昨年の小学校の例と同じなのですが、次長のほうの説明もありましたけれども、平成28年から今年31年まで4年間使って、本当は同じようにもう1回全て見直すところなのですけれども、新学習指導要領の適用が小・中、1年ずれているものですから、中学校が1年間遅いという感じなものですから、今、変えても、また新たな新学習指導要領になりますので、残り1年間、この来年の令和2年度については空白の1年間になりますので、4年間と今使っているものと同じものを今回採択をして決定しているというところで、来年については、また改めて中学校の教科書、令和3年度から4年間使う教科書の採択をまたし直すという作業があるということになりますので、教科書については、今使っているものと同じものをもう1年間引き続き使いますという内容となっております。

○石橋委員 わかりました。

○有田教育長 それでは、議案第27号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長 議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号、令和2年度使用教科書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてを議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第28号でございます。令和2年度使用教科書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてでございます。

議案書、最終ページ、24ページをごらんください。

ここに学校教育法を抜粋したものを掲載しております。法の第34条においては、文部科学大臣の検定を受けた教科書を使用しなければならないとされておりますが、附則におきまし

て、附則の第9条として、当分の間、第34条第1項、先ほど御説明した文部科学大臣の検定を受けた教科書を使わなければならないと規定をされておりますが、この規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるかとされているところでもあります。ここの解釈としては、検定済み以外の一般図書も使用できるといった趣旨の法の中身でございます。

議案第23ページにお戻りください。

ここは、議案の提案でございますが、令和2年度使用の小学校及び中学校教科用図書のうち、先ほど御説明しました学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について、次のとおり採択をお願いするものであります。

一つ、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、令和2年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料、令和元年6月北海道教育委員会作成の全ての図書を採択していただくという提案でございます。

ただいま、令和元年6月北海道教育委員会が作成いたしました採択参考資料を委員の皆さんの回覧に供したいと思っておりますので、中身の御確認をお願いしたいと思います。この今委員の皆さんに回覧をしていただいている採択参考資料につきましては、義務教育諸学校の校長が令和2年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として、一般図書を採択する場合の参考に供するため、令和元年度北海道教科用図書選定審議会、こちらの答申に基づき、北海道教育委員会が作成をしたものでございます。

これにつきましては、第12地区教科書採択教育委員会協議会においても、全ての図書を採択するとの決定がなされていることを、あわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

この一般図書を採択していただければ、こちらにつきましては、特別支援学級の教材として使用できる一般図書として、各学校長の裁量で採用することができるという中身のものです。

以上、簡単ですが議案第28号の説明とさせていただきます。以降、質問によってお答えしたいと存じますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○有田教育長 議案第28号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○有田教育長 それでは、議案第28号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○有田教育長 議案第28号は、原案のとおり決定いたしました。

---

## ◎その他の事項

---

○有田教育長 次に、その他に入ります。その他は、ありませんか。  
(「なし」の声あり)

---

◎閉会宣告

---

○有田教育長 それでは、以上をもちまして、令和元年第13回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前10時44分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 石橋 勉

会議録作成職員 角谷 亮輔